



低所得の子育て世帯に対する 育て世帯生活支援特別給付金(ひ とり親世帯以外分)について

～2月28日が申請期限です～

昨年3月23日に閣議決定された

「低所得の子育て世帯に対する子
育て世帯生活支援特別給付金」の

うち、ひとり親世帯以外の住民税
非課税の子育て世帯向けの給付金
についてお知らせします。今月末
が申請期限となります。左記
の要件を満たす方は、期限内に申
請手続きをしてください。

◆支給対象者

ひとり親世帯分の同給付金を受
給しておらず、左記①、②両方の
要件に該当する方

①令和3年3月31日時点で18歳未
満の児童(※障がい児の場合、20
歳未満)を養育する父母など、ま
たは、令和3年4月～令和4年
2月末までに生まれた児童を養
育する父母など

②令和3年度の住民税(均等割)が
非課税の方、または、令和3年
1月1日以降の収入が新型コロ
ナウイルスの影響を受けて急変
し、住民税非課税相当の収入と
なった方

※特別児童扶養手当等の支給に関
する法律施行令別表第3で定め
る程度の障がいの状態にある児童
については、平成13年4月2日以
降の出生児童が対象となります。

支給対象児童1人当たり5万円

◆支給額

◆支給手続き

①令和3年5月分以降の新規の児
童手当または特別児童扶養手当
の受給者のうち、令和3年度分の
住民税均等割が非課税である方

申請は不要です。該当者には随
時事前に通知のうえ、児童手当ま
たは特別児童扶養手当の支給口座
へ振り込みます。

※令和3年4月分の児童手当受給
者で住民税非課税の方について

は、7月に支給済みです。
※令和3年4月分の児童手当受給
者は、7月に支給済みです。

②①以外の支給対象者(高校生の
みを養育している方、収入が急
変した方などの要件の方)

郵送または窓口にて申請手続が
必要です。7月中旬にご案内とと
もに申請書を送付しています。申
請書に必要な書類を添えて、申請
期限までに役場担当窓口へ提出し
てください。申請内容を審査のう
え、申請者の指定口座へ隨時振り
込みます。

※窓口での申請は、コロナウイル
ス感染拡大防止の観点から、発
熱時を避け、感染対策(マスク
着用・手指消毒など)をしつか
り行つてください。

◆申請書に必要な書類

・本人確認書類の写し(免許証や
保険証などの写し)

・振込先口座の確認書類(通帳の
写しなど)

・収入見込み額の申立書(家計急
変者の場合)

・公簿などで確認できない場合は、
対象児童との関係性を証明する
書類

◆申請期限　※当日消印有効

2月28日(月)

給付金を装った詐欺にご注意くだ
さい

・ATM(現金自動預払機)の操作、
手数料の振り込みをお願いする
ことは、絶対にありません。

・政府機関や自治体などを装った
偽サイトにもご注意ください。

『配偶者からの暴力を理由に避難
している方への支援』

配偶者からの暴力を理由に対象
児童とともに避難している方で、
事情により今お住まいの市区町村
に住民票を移すことができない方
は、所定の手続きをしていただく
と、支給対象者に該当した場合に
給付金を受けとることができます。

住民税の申告がお済みでない方は、
要件の審査ができませんので、速や
かに住民税の申告をお願いします。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課

金(ひとり親世帯以外の低所得の
子育て世帯分)受給に係る配偶者
からの暴力を理由として対象児童
とともに避難している旨の申出書
に必要事項を記入し、左記のいず
れかの書類を添えてお住まいの給
付金担当窓口に提出してください。

・婦人相談所、配偶者暴力相談支
援センターなどが発行する証明書

・保護命令決定書の謄本または正本
た避難事例として児童手当の認
定請求を行っている場合は申出
不要です。

◆手続きの方法

「子育て世帯生活支援特別給付
金」